

補助事業評価シート

該当する個別目標 -2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

				番号	53
補助事業名	保護樹木・樹林・生垣への助成	所管部課	みどり土木部みどり公園課	事業開始年度	S47 年度
根拠法令(要綱)等	新宿区みどりの条例、条例施行規則 新宿区みどりの文化財(保護樹木等)助成金交付要綱				
20年度決算額	6,564,600 円		補助対象団体(者)	区民、事業者	
補助率	・保護樹木 = 1本につき9,000円、2本目からは4,500円 ・保護樹林 = 1,000㎡まで9,000円、1,000㎡からは1,000㎡毎に4,500円 ・保護生垣 = 1mにつき20mまでは900円、20mからは450円				
補助することで達成しようとしている区の目的	区内に現存する樹木、樹林をみどりの文化財に指定し、管理費の一部を支援することにより保護し、区の貴重なみどりを守って行きます。				
団体(者)に対する直接の助成目的	保護樹木等の剪定、落葉の処理、病虫害防除など樹木の維持に必要な管理費の一部を支援していきます。				
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類			
	・助成金交付申請書 ・案内図 ・現況写真	補助金の清算/実績報告	・実績報告書 ・助成金交付請求書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れたるの審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等)	審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等)			
	・新規の場合は、区職員が現場で樹木の樹勢と規格を審査します。 ・新宿区みどりの推進審議会の審議を経て指定します。	・実績報告書は職員が書面審査します。			
今後の課題	保護樹木等の制度の更なるPRを図り、貴重な樹木を残していくことが課題です。 現在の助成金では保護樹木等の定期的な剪定、消毒等を行う費用のごく一部です。今後は災害での倒木や、所有者が管理しきれない樹木の剪定等の区の支援の拡大、区のシンボルとなる特に重要な樹木の保護、個人宅を中心に建替え等に伴う移植費の支援のしくみづくりが必要です。				
補助金の評価	総合評価(A・B・C・改正)とその理由 <b>総合評価: A</b> <b>理由:</b> 平成20年度は、大きな樹木の所有者を対象に、積極的に保護指定を働きかけた結果、目標数値以上の本数を保護指定することができました。  区と補助対象者との役割分担 この補助金において、区は樹木所有者の負担の軽減と緊急時の支援の役割を担い、補助対象者は、所有する貴重なみどりを適正に維持管理する役割を担います。  目標の設定 政策目的(目標)設定は保護樹木の指定本数の増大であり、区民のニーズであるみどり豊かな環境づくりに資するため適切です。 代替手段・効率性 保護樹木所有者の維持管理に要する経済的負担の一部を軽減できる有効な方法です。  目標の達成状況 働きかけを強化した結果、平成20年度は昨年に続き指定本数が増大しました。この補助金を交付することにより、所有者にみどりの文化財としての意識が育まれ、建築等に際して伐採を免れる等の効果があがっています。				
今後の改革方針	・より効果上がるように事業を継続していきます。 ・地域のシンボルとなる樹木を「特別保護樹木」に指定し、保護育成します。 ・個人住宅の保護樹木の移植を支援します。 ・保護樹木の落葉期の、区による落葉回収を実施します。				